

原案可決

議提議案第 23 号

熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

熊谷市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

- 3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第 37 条第 2 項中「提出者」を「前 2 項における提出者」に、「又は」を「及び第 1 項における」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第 75 条第 1 項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第 76 条中「、印刷して」を削り、「配布」の次に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を加える。

第 78 条中「議員」の次に「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を加える。

第 96 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 3 項」を「法第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

第 141 条中「第 37 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項」に改める。

第 1 5 3 条中「第 3 7 条第 2 項」を「第 3 7 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提出者	議 員	松 岡 兵 衛
〃	〃	松 浦 紀 一
〃	〃	黒 澤 三 千 夫
〃	〃	常 見 勝
〃	〃	富 岡 信 吾
〃	〃	新 井 宏
〃	〃	吉 田 勝 彦
〃	〃	滝 沢 肇
〃	〃	栗 原 健 昇
〃	〃	高 橋 初